

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第八条第三項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年6月10日

宮城県知事 浅野 史郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）イオン涌谷ショッピングセンター

遠田郡涌谷町涌谷字洞ヶ崎1-1、字鮫川10-1 外

二 市町村の意見

- 1 駐車場への入出時に、車両や歩行者との交通事故防止に努められたい。
- 2 混雑の予想される時間帯に駐車場へ入出する車両について、誘導員や案内看板等を設置し、周辺道路における交通の滞留防止を図られたい。
- 3 ガソリンスタンドなどからの油流出等、水質汚濁事故の未然防止並びに事故発生後には迅速に対応するよう努められたい。
- 4 騒音発生源が民家に近いことから、開店後の苦情については誠意ある対応に努められたい。
- 5 町の商業振興策に融和するとともに、町主催の行事には積極的に参加するよう努められたい。
- 6 水害、地震等の災害時に、避難場所指定、救護施設の支援など災害協定の締結をお願いしたい。
- 7 青少年の健全育成のため、建物内外の夜間等の見廻りを強化するなど、犯罪の未然防止に努められたい。

三 地域住民等の意見の概要

なし

四 縦覧場所

宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター、宮城県古川地方県政情報コーナー及び涌谷町役場

五 縦覧期間

平成17年6月10日から平成17年7月11日まで（ただし、閉庁日を除く。）